

平成 17 年 6 月 3 日

第 3 回犯罪被害者検討会

弁護士活動における配慮等に係る要望について

山 田 勝 利

1 被害者に二次的被害を与えて加害者を有利にする弁護士の手法は見直してほしい。

(1) 弁護士の職務は、自由かつ独立の立場をもってなされなければなりません。ここに、自由かつ独立とは、国家権力からの自由・独立であり、相手方および相手方代理人からの自由・独立であり、時には自らの依頼者からの自由かつ独立です。そして、弁護士の使命は、依頼者の権利と正当な利益の実現のために最善の努力を尽くすことにあります。

(2) 被告人は単に疑わしいというだけでは有罪とはされず、検察官が合理的疑いを超えて有罪の立証をした場合にのみ刑罰が科せられることになります。不十分な証拠で冤罪を生んでしまった過去の教訓から導き出された刑事裁判の大原則です。

刑事裁判において事実関係に争いがある場合、目撃者や被害者の供述が重要な証拠となることが少なくありません。人間の知覚、記憶、表現の各過程には過誤が生じやすいことは良く知られていることです。目撃者や被害者にも思い違いや記憶の変容はあり得ることです。

そして、事実関係について争いがある場合には、弁護人としては敢然と事実関係について尋問をする必要がありますし、それが弁護人としての基本的責務なのです。

(3) 被害者に二次的被害を与えて加害者を有利にする弁護士の「手法」というようなものが有るか無いかは別論として、示談や尋問の場における弁護士の被害者に対する対応が、時として被害者に二次的被害を与えているのであろうと思われます。

しかし、個々のケースにおいてこれに介入することは、弁護士の自由

と独立を害することになりますし、上記の如き弁護士の基本的責務の遂行を侵害することになり、到底認められるべきではありません。

(4) もとより、弁護士は、その職務遂行の過程において、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正でなければならず、相手方に対しても、アンフェアであったり、名誉を毀損したり、侮辱したりすることが許されないことは言うまでもありません。被害者に対する対応が、不必要にかつ著しく不当に二次被害を与える場合があることは十分に注意しなければならない問題というべきです。

そして、こうした点については、弁護士会が従来から実施している弁護士に対する研修等をさらに充実させ、個々の弁護士の意識を改革していくかなければならない問題であると考えます。

2 弁護士は、被害者遺族の対応について、定期的に研修を受けることを義務付けること。あまりにも資質の低い弁護士は、弁護士資格を剥奪すること。

(1) 日弁連および各弁護士会においては、犯罪被害者等の支援に関する研修を行い、その中では刑事弁護活動による被害者や遺族への二次被害の問題についても研修をしています。

日弁連犯罪被害者支援委員会では、研修ビデオなども作成して各地の研修に活用されています。

2005年5月には、日弁連より各弁護士会に対して、犯罪被害者の心情理解及び犯罪被害者支援に関する研修を積極的に実施するよう求めているところです。

新人弁護士の研修プログラムへの導入も含め、多くの弁護士に研修の機会の拡大が図られ、研修の機会が広がっていくことも期待しています。

なお、資料として別紙を参照して下さい。

(2) 弁護士の資格を剥奪するということは、除名処分に付するということになりますが、除名処分は懲戒処分の一種で、最も重たい処分です。

懲戒は、日弁連や弁護士会の会則に違反したり、弁護士会の秩序・信用を害したりして、弁護士としての品位を失うべき非行があったときに付されるとされています（弁護士法 56 条）が、それは弁護士会の懲戒委員会によって厳正に判断されることであって、弁護士会の執行部と言えども独断でできることではありません。犯罪被害者に二次的被害を与えた「資質の低い」弁護士がいた場合は、その個々具体的な事件について、綱紀・懲戒の手続によって適正に判断されるべきでしょう。綱紀・懲戒委員会では、真剣に公正に審理されることと思います。